

2014 世界憲章+ガイド 解説書

1. 世界的なレスポンシブル・ケアの取り組み^{*1}を通じて、化学品の安全管理を積極的に支える企業のリーダーシップ文化^{*2}を確立する。

*1：2014 世界憲章 6 項目を世界規模で果たすこと

*2：レスポンシブル・ケア倫理¹に関するリーダーシップを発揮して取り組むこと

- 1) 製品を製造または販売している国・地域において、レスポンシブル・ケアの原則(2005 年世界憲章)に基づいて活動を実践する。

内容は以下の通りである。

- ・人々および環境への悪影響を避けるために技術、製造工程および製品のライフサイクルにおける環境、健康および安全の知識と成果を継続的に改善する。
- ・資源を効率的に利用し、廃棄物を最小にする。
- ・成果、達成事項および不達成事項について率直に公表する。
- ・人々の懸念や期待を理解しそれに取り組むため話を聞き、参画を求め、共同作業を行う。
- ・有効な規制や基準の策定および施行にあたり行政や関係団体と協力する。規制・基準を遵守し、それを上回るよう努力する。
- ・製品の全過程で化学物質を管理、使用する全ての人々への責任ある管理と助言を行う

<活動は RC コード参照>

- 2) 主要な事業活動を行っている国あるいは地域のレスポンシブル・ケアプログラム²に参加する³。
 - ・海外で事業活動を行っている企業の親会社は、現地のレスポンシブル・ケアプログラムへの参加を推奨する。
- 3) 主要な事業活動を行っている国あるいは地域においてレスポンシブル・ケアプログラムがない場合には、レスポンシブル・ケアの普及に貢献する。
 - ・地域の化学産業組織に参加している場合には、レスポンシブル・ケア活動を説明し普及につなげる。
- 4) 産業界および一般の人々に対し、レスポンシブル・ケアの認知度を高める。
 - ・レスポンシブル・ケアの倫理、RC 報告書等を WEB や冊子で公開し、レスポンシブル・ケアの原則に沿って事業活動を行っていることを示す。
- 5) 外部の関係組織・団体⁴が良好なレスポンシブル・ケア活動が実施できるよう効果的な支援やベストプラクティス⁵の共有を行う。
 - ・外部からの化学品の安全な取扱いに関する情報提供依頼に対し、使用情報に応じた安全な取扱い方法を提供する。(世界憲章第 4 項参照)
 - ・工場の「環境・健康・安全」に関する情報を公開する。(第 5 項参照)

¹ レスポンシブル・ケア倫理：1980 年代にカナダで多国籍企業が化学物質の環境汚染問題を起こし、これを乗り越えるためには従来の経営倫理では限界があることに気づき新しい経営倫理への転換が必要と判断した。この新しい倫理をレスポンシブル・ケア倫理という。具体的には以下。・法律以上のことを自主的に行う、・倫理的に正しいことを行い、情報公開する、・製品の全ライフサイクルにわたる安全管理を行う、・一般市民の不安に積極的に対応する、・リスクを意識した予防的な考え方を、・リスクに関する市民の知る権利を尊重する、・政策決定に積極的に関与する、・相互支援と改善のための相互査察(検証)を行う、・環境活動家に意見を求める、・以上のこと全てを判断基準とする

² レスポンシブル・ケアプログラム：レスポンシブル・ケアに基づいて各地域において業界が定める RC 推進にむけた具体的な活動

³ レスポンシブル・ケアを効果的に実行し、かつ社会からの信頼性を高め、さらに世界憲章の宣言内容を達成するためには、主要化学企業がその事業を幅広く行っている国・地域において、レスポンシブル・ケア活動に積極的に参加することが必要である。

⁴ 外部の関係組織・団体：サプライチェーン上の企業・団体(学校、役所等)、行政、NPO、NGO、労働組合等。

⁵ ベストプラクティス：結果を得るのに最も効率のよい技法、手法、プロセス、活動などのこと。

2. 環境・健康・安全のパフォーマンス⁶や、施設・プロセス・技術に関わるセキュリティ⁷を継続的に改善し、サプライチェーン全体にわたって継続的に化学品の安全性と管理を改善することにより、人々の安全と環境を守る。

- 1) 従業員、受託業者、一般市民、環境を守るため、原則・方針・手順を定め、これに従って活動する。
 - ・経営層は経営理念(企業理念、企業行動憲章、行動指針 etc.)、それに基づくレスポンシブル・ケア (CSR、環境安全等) 基本方針を制定し、これに沿って環境保全、労働安全衛生、保安防災等の方針を定め、これを具体化して活動する。
 - ・事業所(工場)は経営層の方針を反映した事業所の環境保全、労働安全衛生、保安防災等の方針を定め、これを具体化して活動する。(具体的な方針策定と活動については、レスポンシブル・ケアコードを参照ください)
- 2) 職場の健康と安全、一般市民の安全、プロセスの安全、環境パフォーマンス、設備・製品のセキュリティについて、継続的改善に努める。
 - ・経営層、事業所(工場)は、1に沿って活動を実施し、その活動を定常的に点検・監視し、必要に応じて危険性・有害性のリスクアセスメントを行い、適切に運用されているかどうかを監査する。その結果を吟味・次の計画に反映させる(PDCA サイクルをまわす)ことによって、環境保全、自社従業員・受託業者・周辺住民の健康維持と安全確保に関し継続的に改善する
 - ・研究開発から製造、消費、廃棄に至る化学品のライフサイクルの各段階で、取り扱い状況に応じたリスクアセスメントを行い、ライフサイクルを通じてリスクに関する情報の共有に努める。
 - ・「保安事故防止ガイドライン」を活用する。
 - ・「保安防災・労働安全衛生活動 ベストプラクティス集」を活用する。
 - ・国際的なセキュリティマネジメント規格⁸の認証を受ける、或いは該規格に準拠して活動する等、化学業界として一定水準になるよう努める。

(その他具体的な活動については、レスポンシブル・ケアコードを参照ください。化学品安全については、世界憲章3, 4項も参照ください)

⁶ パフォーマンス：『達成度が判定可能な結果』という意味で、幾つかの側面があり、事業を行う上での製品の製造に伴う原材料、副資材、エネルギー・水等の1-ティリティー使用量、副生成物や産業廃棄物の発生量、排水・温暖化ガスを含めた排ガス等環境へ排出されて数字で計測可能なものや、マネジメント上のパフォーマンスで管理目標の達成の有無を問うもの等がある。

⁷ セキュリティー

概念：どんな種類の犯罪行為・悪意のある行為・サイバー行為に対しても人々、財産、製品、プロセス、情報および情報システムを保護するための基本的な管理を行うこと。生産、貯蔵、流通、製品輸送だけでなく、供給者や顧客との適切な連絡も含む。

対策：経営層はセキュリティ対策の実施を宣言し、リスク分析、対策開発と実行、トレーニング、コミュニケーション(業界他社や政府機関との連携)、監査と継続的改善を行うPDCAサイクルをまわす。

⁸ 国際的なセキュリティマネジメント規格 ISO 27001：情報セキュリティの範囲を明確にする際の枠組みや規範、基準になるべき考え方等をまとめたもので、情報セキュリティマネジメントに関する国際規格、など

3. 化学品のライフサイクルにわたる健全な科学⁹に基づくリスクベースでの安全法規の策定やベストプラクティスの実践に参画することにより、化学品管理システムを強化する。

プロダクト stewardship の具体的な推進策である GPS/JIPS 活動に参加することによって、環境を保全し、使用者の健康・安全を守る。

- 1) 効果的なリスクベースでの化学品管理施策と規則を策定し、パフォーマンス基準を向上させ実践することに積極的に協力する。
 - ・リスク評価に必要なハザード情報を恒常的に収集して適切なリスク評価を実施するとともに、更新情報を得た場合は、速やかにリスク評価に反映させる。
 - ・リスク評価を行うために必要なばく露情報（用途、取り扱い状況など）を化学品のサプライチェーン上の下流ユーザーから継続的に収集して自社の行うリスク評価の精度向上を図るとともに、サプライヤーに対しては同情報を伝達し、サプライヤーのリスク評価の精度向上を促す。
 - ・他事業者が化学品を譲渡・提供する際、コンプライアンスに照らして必要と判断される場合は、GHS 分類結果その他の安全情報を安全データシート（SDS）にまとめ、該化学品の譲渡・提供先に提供するとともに、必要な安全情報を容器ラベルに記載する。
 - ・自社が製造する、または取り扱う化学品の労働者に対するリスク評価を行い、その結果に基づいて適切なリスク管理措置を講じることによって、労働者の安全／健康を確保する。
 - ・他事業者が譲渡・提供する化学品の環境・労働者・消費者に対するリスク評価を行い、その結果に基づく安全情報を専門家でなくても理解できる表現で GPS/JIPS 安全性要約書にまとめ、国際化学工業協会協議会（ICCA）の GPS Chemicals Portal にアップロードすることによって一般に向けて情報公開する。これによって誰もが安全情報を活用できるようにし、サプライチェーン全体のリスク最小化に貢献する。
 - ・化学品のライフサイクルにわたるリスクベースでの管理の意義、具体的な取り組み内容、各人の役割等について社内外関係者に教育／訓練の機会をつくる。
- 2) 世界中で化学品の安全管理を進めるための Capacity Building¹⁰活動に積極的に参加する。
 - ・Capacity Building 活動計画に盛り込み、トップダウンで推進する。
 - ・現地地の協会が主催する化学品管理のための Capacity Building に関するワークショップに自社／現地法人担当者が参加し、化学品管理システム構築・強化に有用な情報・知識を習得する。
 - ・それにより自社／現地法人の安全管理のプロセスが、化学産業界で求められるスタンダードを達成しているか判断し、必要に応じてワークショップで学んだことをベースに改善活動を実施し、安全管理能力の強化を図る。既存のプロセスでは不十分な場合には新しいプロセスを導入する。
 - ・円滑に上記活動を実施できるよう関係会社間で協力する。
 - ・自ら Capacity Building に関するいろいろな活動に講師やリソースを提供し、活動そのものを支援する。
- 3) 化学品の安全性理解を向上させるための国内外の教育や研究を支援する。
 - ・ハザード情報取得やリスク評価に必要な知識・技術習得のための社員教育の機会をつくる。
 - ・長期的な視野に立って、化学物質がヒト健康や環境に与える影響を客観的に評価するための研究を支援する。
 - ・化学産業界の立場で社会のニーズや不安を捉え、研究課題として取り上げ、その解決を目指す。
 - ・GHS に関するワークショップに参画し普及に貢献する
 - ・一般向け教育・イベント（こども向け化学実験教室、大学講座など）の企画／運営に参画する。
 - ・ICCA LRI 国際ワークショップ等に積極的に参加し、化学産業界の立場で議論に加わることによって、研究課題・政策課題の解決に協力する。
 - ・LRI¹¹で得られた研究成果をばく露評価、リスク評価手法に積極的に活用するとともに、直接／間接的に政策決定に反映させるよう努める。

⁹ 健全な科学：誠実な調査、自由な議論、正確な理解、エビデンスへの確固たるコミットメントによる科学。不適切な政治的影響をうけない。利益相反にならない。

¹⁰ Capacity Building：「人々、組織、社会全体の組織的な能力・基礎体力（キャパシティ）を形成・向上・構築（ビルディング）していくこと」と定義される。特に近年、国際協力・開発援助・人道支援の領域において「能力の習得・構築の支援」を意味する言葉として用いられる。日本では「キャパビル」と略して呼ばれることもある。

¹¹ LRI：「化学物質がヒトの健康や環境に及ぼす影響に関する研究を長期的に支援する国際的な取り組み」で、国際化学工業協会協議会（ICCA）の主導のもと日米欧 3 極が連携して行っている事業

4. ビジネスパートナー¹²に対し化学品の取り扱いが安全に管理できるよう働きかける。

- 1) 化学品安全、プロダクト stewardship の取り組みと管理の改善を継続的に進める。
 - ・取り扱う化学物質のハザード情報、取り扱い状況（取り扱い量・頻度、作業時間等）、許容濃度等に変更があった場合は、新たにリスク評価を行い、必要であれば速やかに管理措置を変更するとともに安全データシート(SDS)や安全性要約書等の更新を行い、その旨社内外の関係者に周知する。
 - ・適切なリスク評価の実施のため、ビジネスパートナーに対して化学品の使用状況（取り扱い量・頻度、作業時間）や用途に関する情報を可能な範囲で提供できるよう恒常的に働きかける。
 - ・リスク評価手法の開発状況を常に注視し、現行よりも精度の高い／簡便なリスク評価手法が開発・公開された場合は、可能な範囲でビジネスパートナーと協同でリスク評価手法の変更を検討し、変更が有益と判断されればリスク評価手法を変更する。
 - ・化学品管理の取り組み内容を変更し、それがビジネスパートナーの化学品管理に影響があると考えられる場合は、速やかにビジネスパートナーにその旨を伝え、管理措置の変更を促す。
- 2) バリューチェーン¹³にわたって化学品を安全に管理するために、情報を提供し必要な支援を行う。
 - ・化学品の取り扱い工程においてその取り扱い状況（取り扱い量・頻度、作業時間等）を調査し、正確に把握し、データとして記録・維持する。
 - ・化学品の譲渡・提供者に上記使用状況についての情報を伝達し、リスク評価の精度向上に寄与するとともに安全性要約書の改訂を促す。
 - ・顧客からの製品含有化学物質の問い合わせに速やかかつ正確に回答する。また、関連業界間で標準化されたフォーマットにしたがって情報を提供し(IMDS, chemSHERPA¹⁴など)、顧客の安全管理が円滑に実施できるよう努める。
 - ・適宜最新情報を盛り込んだ安全データシート(SDS)や安全性要約書を顧客に提供／公開し、化学品が安全に取り扱えるようにする。
 - ・取り扱う化学品の安全データシート(SDS)、安全性要約書を入手し、取り扱い工程におけるリスク評価および管理措置の実施・改善に活用する。
 - ・顧客と化学品の安全管理について直接対話し、必要な情報の伝達・リスク評価方法等について、よりよい方法を協同して検討する。
 - ・顧客がリスク評価を適切に実施できない場合は、技術指導等を通じて適切なリスク評価ができるよう支援する。
- 3) 化学品を安全かつ有効に使用するため、顧客がプロセスを良好に保守・改善できるよう協力する。
 - ・SDS や安全性要約書記載の情報を含め、化学品を安全かつ有効に取り扱う上で有用な情報を顧客と共有し、取り扱いプロセスがそれに適合していることを互いに確認した上で化学品を取り扱う。
 - ・上記情報が更新・修正された場合は、速やかに互いに連絡をとり合い、既存のプロセスを見直す。プロセスの改善が必要と判断された場合は、協力して改善作業を行う。
 - ・該プロセスは文書化して共有し、定期的に見直す。
 - ・保守・改善に関する意見具申は随時できるものとし、譲渡・提供者-顧客間で対応を検討する。
- 4) 化学産業のバリューチェーンにわたってレスポンシブル・ケアを実践するとともに、他産業においても同様な取り組みを行うように働きかける。
 - ・関係会社も含めた教育の一環にレスポンシブル・ケアを盛り込み、社内および関係会社間でその意義を共有・理解する。
 - ・レスポンシブル・ケアについて化学産業界のみならず他産業に属する顧客に説明する機会（講演会、セミナー、製品説明会、パンフレットなど）をつくり、その活動の価値に理解を求めるとともに、特に他産業の顧客に対してはレスポンシブル・ケアの考え方を共有するように努める。

¹² ビジネスパートナー：直接取引先（サプライヤー、顧客、製造委託先、アウトソーシング先、倉庫・運送会社、代理店、協力会社、警備など）

¹³ バリューチェーン：商品が顧客に届くまでの間、どこでどれだけ価値が生み出されていくかという事を指し、サプライチェーンは原材料や製品が生産されてから最終消費者に届くまでのプロセスを指す。サプライチェーンは原材料や製品といった「ものの供給」に焦点をあてるが、バリューチェーンの概念では良質な原料の調達先の確保や、技術開発、人事・労務管理、店頭での品切れを防ぐための情報システムの構築や運営などの支援活動も含まれる。

¹⁴ IMDS：International Material Data System。自動車業界向け材料データベース

chemSHERPA：Chemical information SHaring and Exchange under Reporting Partnership in supply chain。経済産業省がすすめる、製品含有化学物質の情報伝達共通スキーム

5. より安全な操業や製品の提供を求めるステークホルダー¹⁵の懸念・期待を理解しこれに応えるとともに、自社の事業活動や製品について率直なコミュニケーションを行うことにより、ステークホルダーとの関係を強化する。

- 1) 化学品の製造と製品の安全性に関するステークホルダーの懸念と期待を理解し、これに応えるためにステークホルダーとの関係を強化する。
 - ・各事業所(工場)はサイトレポートを発行し、周辺住民・自治体等への説明会を通じて情報提供を行う。
 - ・各事業所(工場)は工場見学を定期的に行い、工場運営や操業状態、生産される製品の説明を地域住民に行う。
 - ・日化協 RC 委員会が主催する地域対話に参加し、会員間及び地域住民とのコミュニケーションを図る。
 - ・各事業所(工場)は異音・臭気等の問い合わせ・クレーム等に丁寧に対応する。
 - ・緊急時の情報提供手段を制定し、周辺住民に知らせ、理解を得るとともに、緊急時にはそれに沿って情報提供する。
- 2) 企業のパフォーマンスと製品の安全性に関する情報をステークホルダーに提供する。
 - ・アニュアルレポート¹⁶、CSR レポート¹⁷、統合報告書¹⁸等を発行し、EHS に関する情報提供を行う。
 - ・自社製品の SDS¹⁹を作成し顧客に提供する。自社製品に関し WEB、冊子、リーフレット等による情報公開を行う。
 - ・自社製品のリスク情報を安全性要約書にまとめ顧客に提供する。また ICCA²⁰のポータルを通じて WEB 上で一般公開する。
 - ・日化協技術賞、安全表彰、RC 賞へ応募し、活動内容をベストプラクティスとして公開する。
- 3) 化学産業のステークホルダーとの効果的な対話を進めるために、レスポンシブル・ケア活動の成果を国内外のレスポンシブル・ケア機関(各国化学工業協会や ICCA)に提供する。
 - ・日化協へ各種パフォーマンスデータを提供する。日化協はとりまとめの上、日化協アニュアルレポートで情報公開し、更に ICCA(RCLG²¹)への報告を経て世界に情報公開する。
 - ・海外拠点で RC 協議会に参加している場合はそのルールに従って成果を報告する。

(その他具体的な活動については、レスポンシブル・ケアコードを参照ください。)

¹⁵ ステークホルダー：顧客や株主・投資家、地域社会、従業員、取引先、マスコミなど企業活動を支えるすべての人、社会のこと。

¹⁶ アニュアルレポート：企業の財務内容を盛り込んだ、年次事業報告書。

¹⁷ CSR レポート：企業が、環境や社会問題などに対して企業は倫理的な責任を果たすべきであるとする CSR（企業の社会的責任）の考え方に基づいて行う、社会的な取り組みをまとめた報告書のこと。

¹⁸ 統合報告書：企業の売り上げなどの財務情報と、環境や社会への配慮、知的資産から、ガバナンスや中長期的な経営戦略までを含む非財務情報を投資家などに伝えるためにまとめたもの。

¹⁹ SDS：安全データシート。Safety Data Sheet。有害性のおそれがある化学物質を含む製品を他の事業者に譲渡又は、提供する際に、対象化学物質等の性状や取り扱いに関する情報を提供するための文書。

²⁰ ICCA (International Council of Chemical Associations)：国際化学工業協会協議会：世界各国の化学工業協会の集まり。日本化学工業協会（日化協）も 1989 年の設立から参加。

²¹ RCLG (Responsible Care Leadership Group)：ICCA の RC 推進組織：各国化学工業協会が構成され、現在（2011.7）60 協会が加盟。

6. パフォーマンスの改善やビジネス機会の拡大により、さらには社会の挑戦的課題に対し、革新的技術やその他の解決法を開発・提供することにより、持続可能な取り組みに貢献する。

- 1) 廃棄物と温暖化ガス排出量を削減し、エネルギー・原材料・水資源の有効利用を促進するため、自社の原則・方針・プロセスを定め、実施する。
 - ・事業者は廃棄物・温暖化ガス等の排出物やエネルギー・原材料等のパフォーマンス指標²²を定め、それを改善していく為の方針・プロセスを策定して PDCA を回すことと並行して、革新的な技術を開発・提供することで、継続的に改善するよう努める。
 - ・製品の製造・運搬・使用・消費・廃棄を含むライフサイクルを通じ、温室効果ガス(GHG)排出量の最小化に継続して取り組む。
 - ・製造工程で使用するエネルギー源は、より信頼性が高く、クリーンなエネルギーへの転換を推進する。
 - ・製造工程の改善や革新的技術の導入により、生産性を向上させると同時に地球環境への負荷も低減する。
 - ・製造プロセスの改善による副生成物の削減(リデュース)、再使用(リユース)・副生成物や製品の再資源化(リサイクル)を推進することによって、廃棄物絶対量の削減に努める。(3R の推進)
 - ・原材料・中間品および製品の輸送に当たっては、より安全で効率的かつ環境負荷の小さい輸送方法を選択する。
 - ・持続可能な社会の実現に向けて解決すべき素材・システム・インフラ等における諸課題に対し、革新的技術の開発・提供によってソリューションを提供する。
 - ・化学品の製造や取り扱いに由来する環境負荷を適正に管理し削減を図ること、並びに環境負荷の低減に資する製品を開発する事等を通じて、生物多様性の保全に寄与する。
- 2) 生活の質²³の向上や持続可能な開発において化学品の貢献度を高める。
 - ・新しい化学物質の開発・製造において、その使用・消費後環境中に排出されても人間を含む地球上の動植物に対する悪影響が最少となる様、ライフサイクル全体を考慮する。
 - ・より清潔で安全な飲料水を提供する為の技術やカスケード使用を可能にする素材とシステムを開発する。
 - ・食の安全や持続可能な農耕法に向けた素材・システムを開発する。
 - ・地球及びその資源の保全に係るフットプリントの軽減を常に意識し、持続可能な開発に貢献する。
- 3) レスポンシブル・ケアによって持続可能な開発に貢献する取り組みに参加し、他者に対して持続可能性の実現に貢献するように働きかける。
 - ・持続可能な開発に関する催しに参画し、レスポンシブル・ケア活動が社会・経済・環境に貢献できることを説明し、参加したステークホルダーの行動のベースとなる倫理感の向上に資する。
 - ・レスポンシブル・ケア活動におけるベストプラクティスを R C 報告会等の機会を通じて紹介し、関係者の活動の参考にしよう。
 - ・行政、業界団体が主催する展示会、環境展、技術展、EXPO 等へ積極的に参画し、自らの事業活動の持続可能な開発への取り組みを公表すると共に、他の参加者にレスポンシブル・ケア活動への参画を促す。

改定履歴

平成 28 年 11 月 22 日 制定

平成 29 年 1 月 31 日 改定 : 6 項 1) に生物多様性を追加

²² パフォーマンス指標：排出、廃棄物、漏洩、流出、従業員の健康および安全統計、輸送および設備の事故、環境対策投資、エネルギーなどの指標

²³ 生活の質(Quality of Life の訳、「人生の質」とも訳される)：現在国際的に公式に合意されている定義がないので、次の「WHO の健康の定義」で代用する場合が多い。即ち、「QOL とは、単に疾病がないということではなく、完全に身体的・心理的・社会的・霊的に満足のいく状態にあること」